

7. 13水害20年プロジェクト 実行委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、7. 13水害20年プロジェクト実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 平成16年7月に発生した「平成16年7月新潟・福島豪雨」から得られた教訓と防災技術を後世に伝えて、安全・安心な地域づくりに生かすことを目的とする。

(組 織)

第3条 委員会は、7. 13水害20年プロジェクト実行委員会 構成表（別表第1）に掲げる関係機関をもって構成する。

(事 業)

第4条 委員会は、第2条の目的のために次の業務を行う。
なお、業務は委員会が共同して実施する事業とする。

- （1）企画・立案に関する事
- （2）開催・運営に関する事
- （3）広報・宣伝に関する事
- （4）その他、委員会で決定した事業

(会 長)

第5条 委員会には会長をおく。
2 会長は、見附市長がこれにあたり、会務を総括する。
3 会長に事故あるときは会長が予め指名した者がその職務を代行する。

(総 会)

第6条 実行委員会の総会は、会長が招集し、議長となる。
2 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。
（1）規約の制定及び改廃に関する事
（2）事業計画に関する事
（3）前2号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める事項

(運営会議)

第7条 運営会議は、7. 13水害20年プロジェクト実行委員会 運営会議構成表（別表第2）に掲げるものをもって構成し、委員会の実務を行う。
2 運営会議は、本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、運営会議で定めるものとする。

(事務局)

第8条 委員会及び運営会議の事務局は、見附市、三条市、新潟県土木部、新潟県三条地域振興局地域整備部、新潟県長岡地域振興局地域整備部及び信濃川下流河川事務所で構成し、各機関と調整を図りながら運営を行う。

附 則

この規約は令和6年3月4日から施行する。

7. 13 水害 20 年プロジェクト実行委員会 構成表

機 関 名
見附市
三条市
新潟市
加茂市
燕市
五泉市
弥彦村
田上町
新潟県土木部
新潟県三条地域振興局地域整備部
新潟県長岡地域振興局地域整備部
新潟県新潟地域振興局地域整備部
新潟県新潟地域振興局新津地域整備部
信濃川下流河川事務所

7. 13 水害 20 年プロジェクト実行委員会 運営会議構成表

機 関 名	役 職 等
見附市	企画調整課長
三条市	行政課長
新潟市	土木総務課長
加茂市	総務課長
燕市	防災課長
五泉市	総務課長
弥彦村	防災課長
田上町	地域整備課長
新潟県土木部	河川管理課企画調査係長
新潟県新潟地域振興局 地域整備部	計画調整課長
新潟県新潟地域振興局 新津地域整備部	計画専門員
新潟県三条地域振興局 地域整備部	計画専門員
新潟県長岡地域振興局 地域整備部	計画調整課長
信濃川下流河川事務所	流域治水課長
<事務局>	
見附市	企画調整課危機管理室
三条市	行政課
新潟県土木部	河川管理課
新潟県三条地域振興局地域整備部	計画調整担当
新潟県長岡地域振興局地域整備部	計画調整課
信濃川下流河川事務所	流域治水課